

## 地域の防犯 2 生活安全条例の概要

第二回講座の内容は、スライドの通りです。生活安全条例が多数の都道府県で制定され、それに則って各種地域安全活動が行われています。

生活安全条例の概要を今回は理解して頂きたいと思います。

**第二回講座の内容**


**第一部:地域の防犯**

- 1 生活安全条例の制定経緯
- 2 一般的な生活安全条例の構成と内容
- 3 安全・安心の基本理念
- 4 参考:破れ窓理論
- 5 指針の概要
- 6 住民の自主的な活動の促進支援

生活安全条例とは地方自治体の治安維持に関する条例です。刑法犯認知件数の増加に伴い犯罪の抑止・減少化を期すべく警察庁に生活安全局が設置され、2002年大阪府が本条例制定の第一号でした。

現在ではスライドにお示ししております都道府県で生活安全条例が制定されています。ただ共産党は本条例の制定に反対意見であり、全都道府県での制定とまではなっておりません。それが残念です。



## 1 生活安全条例の制定



1 生活安全条例  
 = 地域の安全・安心に関する条例即ち  
 地方自治体の治安維持に関する条例である。

2 刑法犯認知件数の急増を受けて  
 1994年、警察庁に生活安全局設置後  
 条例制定多数  
 「地域において犯罪・事故・災害の被害を未然に防止  
 する活動=地域安全活動=を強く推進する。」こととし  
 た。

3 大阪府が2002年に制定したのが最初  
 4 27都道府県で制定(出典Wiki)





何れの都道府県の条例も概ね同様の構成になっておりますので、スライドには東京都の条例の構成をお示ししております。

基本理念や責務の他、各種事態に応ずる防犯上の指針を明示しています。

東京都条例における防犯上の指針もスライドに示した通りです。

## 安全・安心条例の構成等




○構成(東京都の条例の場合)

1章 総則(基本理念、自治体や事業者の責務、推進体制)

2章～6章: 防犯上の指針等

7章 雑則




○都条例に定める防犯上の指針の項目

- ① 犯罪防止のための自主的な活動促進
- ② 住宅における犯罪防止
- ③ 道路・公園・駐車場等における犯罪防止
- ④ 学校等における児童等の安全確保


制定されている「安全安心条例」の基本理念として掲げられているのは第1項ですが、第2項の自助・共助の精神こそが地域安全の基本であり、その為には第3項に示し  
 であるように、関係団体の相互連携が重要であります。

住民に対する支援については後述しますが、関係行政機関による各種支援が不可欠で  
 す。



## 基本理念

- 地域社会における犯罪抑止機能の向上を図るための施策の総合的推進
- 自らの安全は自らが、地域の安全は地域が守るとの意識下に住民による自主的活動による。
- 県等や市町村、事業者、警察、各団体の相互密接な連携
- 住民の理解と住民等の自主的活動に対する支援
- 自治体や警察は住民に対し情報提供



破れ窓理論については、耳にされた方も多かろうとは思いますが、再確認しておきたいと思います。

というのは、地域安全活動の支柱的理論こそがこの破れ窓理論だと思うからです。

その概要はスライドの通りです。もう少し具体的に説明すると、治安が悪化するまでには次のような経過をたどると考えられる。

- ①. 建物の窓が壊れているのを放置すると、それが「誰も当該地域に対し関心を払っていない」というサインとなり、犯罪を起こしやすい環境を作り出す。
- ②. ゴミのポイ捨てなどの軽犯罪が起きるようになる。
- ③. 住民のモラルが低下して、地域の振興、安全確保に協力しなくなる。それがさらに環境を悪化させる。
- ④. 凶悪犯罪を含めた犯罪が多発するようになる。

従って、治安を回復させるには、?一見無害であつたり、軽微な秩序違反行為でも取り締まる（ごみはきちんと分類して捨てるなど）。

?警察職員による徒歩パトロールや交通違反の取り締まりを強化する。

? 地域社会は警察職員に協力し、秩序の維持に努力する。

などを行えばよいとされる。

この理論が正しいことが実証された事例がいくつかあります。勿論反論はあるようですが・・・

## 破れ(割れ)窓理論(Broken Windows Theory)



地域安全・安心の支柱的理論

- 軽微な犯罪も徹底的に取り締まることで凶悪犯罪を含めた犯罪を抑止できるという環境犯罪学上の理論
- 米の犯罪学者ジョージ・ケリング
- 「建物の窓が壊れているのを放置すると、誰も注意を払っていないという象徴になり、やがて他の窓も間もなく全て壊される」との考え
- 成功事例
  - ・ニューヨークジュリアーニ市長
  - ・道警によるスキの駐車違反取り締まり
  - ・ビジネス界においても成功事例あり



安全・安心条例に規定されている「防犯上の指針」について説明します。  
都道府県により捉え方に若干の差異があるようですが、これも当然のことでしょう。  
当該地域で頻発し、或いは危険度の高い犯罪抑止を狙いとすることで、地域特性が出るのは当然でしょう。

ここでは、兵庫県の指針を例示しております。

東京都の場合は、①住宅の防犯性の向上 ②道路・公園等の防犯性の向上 ③商業施設等の防犯性の向上

④学校等における児童等の安全確保について規定しています。

## 「防犯上の指針」の概要



- 都道府県等の特性により捉え方に差異はあるものの、基本的には同様
- 兵庫県の指針(例示)
  - ①子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針
  - ②犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針
  - ③犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針
  - ④犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針






引き続き兵庫県の条例に規定されている防犯上の指針をもう少し詳細に見てみましょう。

具体的な事項については、今後説明する場があるかと思しますので、夫々の指針の特色・特長を簡単に示します。

スライドをご覧くださいと思います。

## 兵庫県の4指針の特徴

指針	特 徴
子供の安全確保	地域に開かれた学校づくりを基本に学校の設置者等だけでなく、保護者、地域団体等を活動主体とし、各々に期待される活動内容を明確にした。(学校だけでなく通学路等の活動も)
犯罪防止に配慮した住宅	ハード対策だけでなく、居住者間の連携の必要性や防犯意識醸成などソフト面を盛り込む。
犯罪防止に配慮した深夜営業店舗	構造や設備によって、犯罪の被害を防ぐだけでなく、店舗周辺での環境浄化や迷惑行為の防止、深夜の灯台として被害者の緊急避難場所としての機能の発揮、更に青少年の帰宅促進などにより、近隣居住者との協力関係を強めることで、深夜店舗の安全を確保
犯罪防止に配慮した道路等	ハード対策だけでなく、アドプト制度の導入等や施設の緑化など、地域住民に愛される施設づくりを通じたソフト面の施策を盛り込む。



第二回講座の締め括りとして、住民による自主的な活動を促進するために条例には如何なることが書かれているかを見てみましょう。

地域の安全を確保するためには、既に述べたように、住民の自発的活動（自助及び共助）、行政による施策と住民の活動支援及び行政と住民のコラボレーション・協働が重要であります。

自治体や警察のみによって社会・地域の安全が確保される訳ではありません。

住民の広範かつ自主的な活動があってこそ、行政等による施策や活動も生きてくるものと思います。





## 住民による自主的な活動の促進支援

都道府県等計画で「県民等の自主的な活動を促進する」ための支援項目等

- ①住民等(自主防犯団体含む)に対する情報の提供
- ②住民等に対する助言
- ③人材の育成
- ④広報啓発
- ⑤顕彰
- ⑥安全・安心センターの指定
- ⑦推進旬間等の設定

